

燃油価格高騰にかかる緊急経済対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 燃油価格の高騰により、事業経営に影響を受けた市内事業者に対して、安定的な経営の持続を図るため、予算の範囲内で、各課が創設する緊急経済対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(支援金の交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象者は、次の各号に定める者とし、経営に影響を受けた者であって、別に定める各種支援金事業の対象条件を満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人
- (2) 市内に本店または本社を有する法人
- (3) 前2号に定める者のほか市長が特に認める者

(支援金の種類及び交付条件)

第3条 支援金は、別表に定める支援内容に基づき交付する。

2 支援金の交付に必要な条件及び対象事業者は、別に定める各種支援金実施要領によるものとする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表に定める額とする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金を受けようとする者は、別表に定める受付期間に、申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(支援金の交付等)

第6条 前条の規定による申請書を受理した時は、その内容を精査し、適当と認めるときは、市長は速やかに支援金を交付することとし、規則第19条により、交付決定の通知は省略するものとする。ただし、申請書の内容を不相当と認めるときは、交付できないことを通知しなければならない。

(返還請求)

第7条 支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）のうち、市長が別に定める交付条件のいずれかに抵触することが明らかとなったときは、支援金の交付を取り消すことができる。

2 前項の規定により給付金の交付を取り消された者は、市長が指示する方法により支援金を返還しなければならない。

(支援金の交付にかかる手続きの省略等)

第8条 この支援金の交付にかかる規則第11条及び第12条の規定による手続きを省略するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和5年12月15日から適用する。

(期間)

2 この要綱は令和6年3月31日をもって失効する。

(別表)

No.	事業名	支援内容	支援金額	申請期間	担当課
1	貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金	燃油価格の高騰などにより、経営に影響を強く受けている市内の貨物自動車運送事業者に対して支援金の交付を行うもの。	【普通貨物】 1台につき80,000円 【小型貨物】 1台につき40,000円	令和5年 12月15日 ～ 令和6年 2月22日	商工労働課